（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別紙様式第２号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理事長氏名

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		その他負債	
		［略］	
		リース負債	
		［略］	
有形固定資産		［略］	
［略］			
使用権資産			
［略］			
無形固定資産			
［略］			
使用権資産			
［略］			
［略］		（純資産の部）	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

改正前

別紙様式第２号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理事長氏名

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		その他負債	
		［同左］	
		リース債務	
		［同左］	
有形固定資産		［同左］	
［同左］			
リース資産			
［同左］			
無形固定資産			
［同左］			
リース資産			
［同左］			
［同左］		（純資産の部）	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］